

大阪史編纂所だより

大阪市史編纂所（発行）

第 62 号

大阪市史料調査会（編集）

〒 550-0014 大阪市西区北堀江 4-3-2

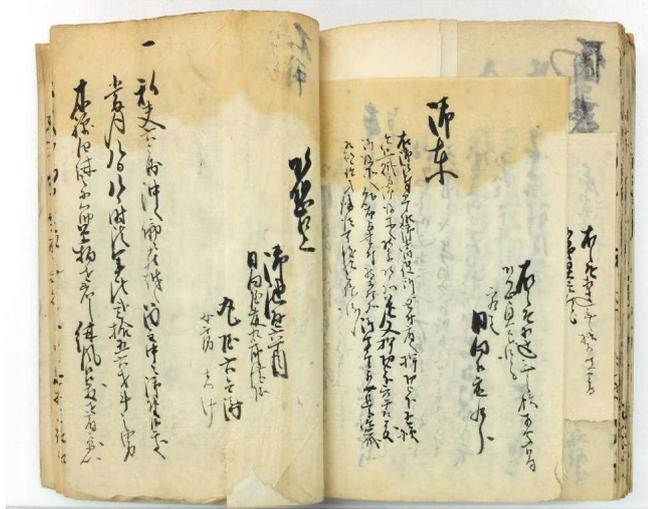
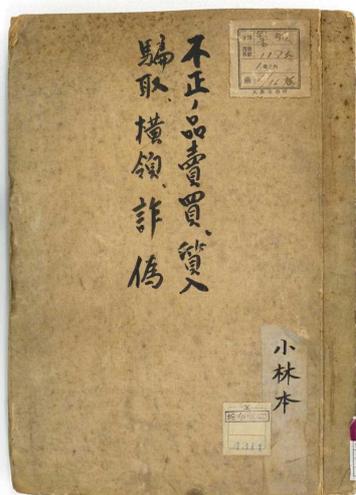
大阪市立中央図書館内TEL06-6539-3333

●拾った財布は町奉行所へ—江戸時代大坂の治安—

江戸時代の日本は、飢饉ききんの時や幕末期には急激に治安が悪化しましたが、それ以外、ふだんの治安は「悪くなかった」と考えられています。大坂の場合、治安を守る警察業務を担ったのは、大坂町奉行所でした。たとえば、現代でも日本の治安の良さの象徴として、落としたお金が戻ってくる場合の多いことが、よく挙げられます。財布さいふを拾った人が警察ひろに届けてくれるからですが、江戸時代はどうだったのでしょうか。大阪市史編纂所が所蔵する史料「御用録ごようろく」には、大坂町奉行所に届く落し物について、次のような記述がみられます（※）。

落し物六ヶ月見合みあわせ（中略）拾そひ候ころ者江不残為取候趣おもむきおきだめ 御定二候（中略）金銀拾こひ候者有之これある
節者、右之通取計せつはのとりはからい 候様可仕候ようつかまつるべく（明和2年〔1765〕10月11日付「式拾四」）

お金も含めた落し物は、6か月間落し主が申し出のを待ち、申し出がなければ拾った人に与える決まりだったことがわかります。既に当時の大坂では、人々はお金や財布の落し物を拾ったら大坂町奉行所に届けるようになっており、町奉行所では落し主の申し出を待つ期間など、その取り扱い方法を決めていたのです。



「不正ノ品売買、質入、騙取、横領、詐偽」（大阪市立中央図書館所蔵）

次に、落し物ではありませんが、財布をめぐる奇妙な事件を取り上げましょう。大阪市立中央図書館が所蔵する「不正ノ品売買、質入、騙取、横領、詐偽」という史料（写真）には、嘉永2年（1849）6月8日に起こった一件が記されています。記述によると、この日、大坂の御池通6丁目にある丸屋六兵衛宅へ、25～26才ぐらの男が訪ねてきたといいます。六兵衛は留守だったので妻しげが応対すると、男は六兵衛とは故郷が同じで親しい仲と説明し、頼みがあって参ったと述べています。男が言うには、順慶町の煎餅屋せんべいやに前妻が住んでいるが、妊娠しているので心配

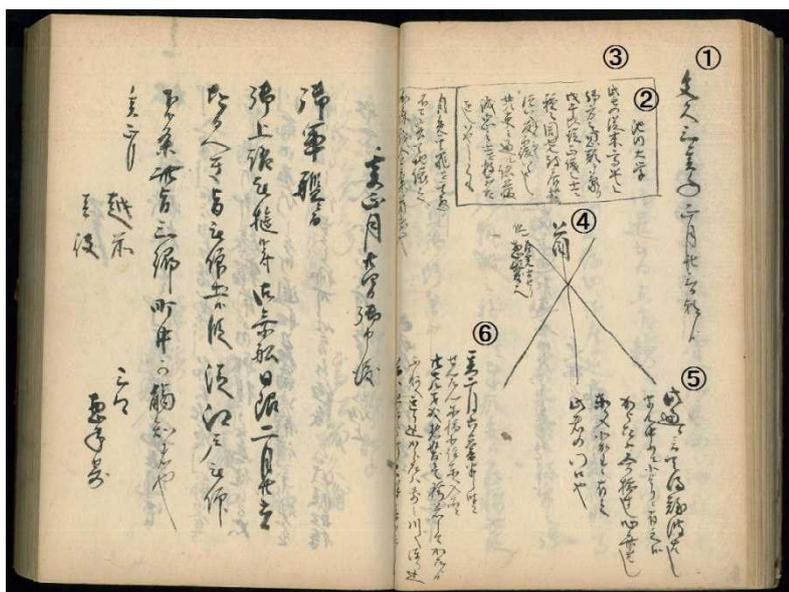
している。この煎餅屋は前妻の親元ということですが、男の頼みというのは、自分では煎餅屋へ行きにくいので、代りに前妻に金を届けてやってほしいというものでした。気の毒に思ったしげは、男が「金2両2歩を入れておいた」という財布を預かり、男に留守を任せて、順慶町に向かっています。その途中、ふと不審に思ったしげは財布の中身を調べましたが、中には金2両どころか、わずかに銭30文が入っているだけ。怪しいと思ったしげは家に引き返しましたが、留守番していたはずの男は姿を消していました。帰宅後、話を聞いた六兵衛は、慌ててその財布を持ち大坂東町奉行所へ届け出ています。

六兵衛にその男の心当りは無く、順慶町の煎餅屋も存在しませんでした。盗品の財布を押しつけられたのか、ただの悪ふざけなのか、男の目的は不明ですが、届を受けた大坂町奉行所では、すぐに盗賊方（大坂町奉行所の掛の^{かかり}一つ）に、その財布を照会する手続きをとっています。結局、盗難の届が出ている財布に該当するものはなかったようで、盗賊方から六兵衛へは、今後盗品とわかれば知らせる旨が伝えられてこの一件は終わっていますが、ここでも財布を入手した六兵衛は、すぐに大坂町奉行所へ届けています。お金や財布を拾ったり、不審な財布を入手したら大坂町奉行所に届けるという習慣が、当時の人々には根付いていました。落ちていたお金や財布が警察業務を担う組織に届けられる、また不審な財布はすぐに盗品の情報と照合して捜査を開始できるというのは、治安が保たれる上での基礎的な条件ですが、ふだんの状態なら、江戸時代の大阪にはその条件が整っていたのです。

※ 「御用録」については、『大阪市史史料第八十八輯 御用録（上）』（大阪市史編纂所・大阪市史料調査会 令和元年10月）を参照。（吉川潤）

●池内大学斬殺さる—海部屋喜兵衛の書き残した「情報」—

大阪市史編纂所には「諸事控」という史料があります。これは近世の川船運送に携わった上荷船・茶船の浜親仁であった海部屋喜兵衛が書き記したものです。本稿では、この史料にある「池内大学斬殺事件」についての記述（写真右頁）を取り上げます。



「諸事控」文久三年正月廿三日の項（右頁。大阪市史編纂所蔵）

当該史料に①から⑥の番号を付し、解説します。

- ①文久三亥年正月廿三日朝方
- ②池内大学
- ③此もの從來高貴之 御方之恩顧ヲ蒙り 戊午頃從正儀之士ニ 種々周セン致居候處 ついに反覆いたし 姦吏ニ通シ諸藩 誠忠之士を数多たをしいやくも 自免其罪を其悪 不可容天地依之 加誅戮令梟首者也
- ④首 但し白髪ませり 惣髪也
- ⑤此通りニ而天満難波はし まん中少シ北よりニ有之候 からたハ今

橋すし心齋はし 東へ入北かわニ有之 此者の門口也

⑥亥二月六日暮半之時ニ せんたん木橋北詰東へ入所ニ 廿七八才成惣髪ニて袴着してかた方 ふねへ

きり込からたハ前之川へほり込 岡ハ血だらけ大群集いたし候

③の部分は、池内大学の首をさらしたところに張り出された文書を写したものとされます。「高貴の御方の恩顧を蒙り」とあるのは、池内大学が尊超入道親王や久邇宮朝彦親王に「侍読」つまり学問を授ける立場にあったことを示し、「戊午頃正儀の士により種々周旋致し居り候」というのは、朝廷から水戸藩に勅諭を下賜した所謂「戊午の密勅」について彼が水戸藩京都留守居鶴飼吉左衛門等と周旋にあたったことを表しています。幕府側から彼等が安政の大獄を引き起こしたとして捜索されると、いち早く自首し大罪を免れたことについて、「ついに反覆いたし・・・」として、水戸尊王攘夷派を裏切ったと考えた者が、誅戮を加える為に梟首したというのです。

また、⑤に首が難波橋の真ん中少し北にさらされ、体は今橋筋心齋橋東へ入る北側の池内宅に有りとしています。ここは現在の京阪北浜駅の南方にあたる元の尼ヶ崎1丁目、旧東区今橋3丁目4丁目あたりと考えられます。⑥の記事は、池内大学の件から2週間程後に27、8才の惣髪若者が梅檀木橋北詰東へ入った場所で惨殺された事件のことが記されています。

池内大学の事件は、文久3年(1863)正月22日の夜、池内大学(陶所)が土佐藩邸に山内容堂(15代、豊信)を訪ねた帰り、尼ヶ崎1丁目の寓居前で過激な尊王攘夷派の者に襲われ斬殺され、首が難波橋にさらされたことを記録したものです。また、⑥の事件が池内の事件と関係したものかの判断はできませんが、同時期に起きた凄惨な事件として本史料の記者海部屋喜兵衛がこれも含めて書き留めたのは、次第に大坂の町が殺伐としてきた様子を書き残したかったのかもしれませんが。

浜親仁海部屋喜兵衛が書き残した「諸事控」は主に上荷船・茶船に関する様々な情報を書き留めたものですが、このような「情報」も時折書き留める等、興味深い史料といえます。

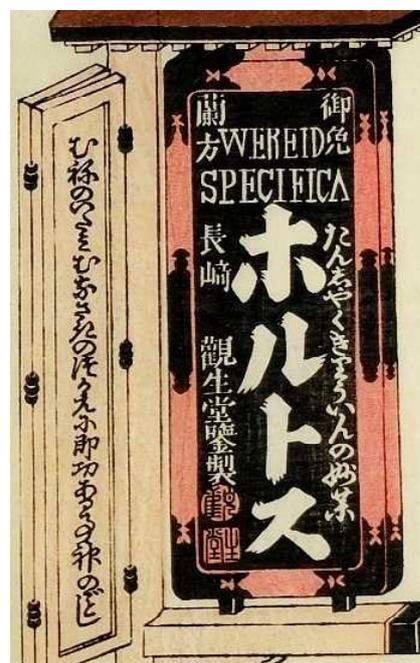
(尾崎安啓)

●売薬「ホルトス」—後発商品の販売戦略—

かつて「ホルトス」という、いっふう変わった名の売薬がありました。販売したのは大橋喜兵衛。大坂長堀橋南詰(一丁南)に店を構えた商人です。ホルトスは「蘭方秘伝、希代の製薬」を謳い、痰・癩気・溜飲に即効性があることを薬効の特色としました。天保2年(1831)に登場し、昭和戦前期ころまで販売されました。以下にホルトスの引札(宣伝チラシ)を掲げます。



ホルトス引札 (大橋良三氏所蔵)



それ 夫たん・りういん・しやくきの病ハ、多く 食毒・酒毒又ハ心配の積り変じて発病なり、
いさゝか 聊の事と捨置ときハ重病となる故、此ホルトスを多年貯置、酒又ハ食事の過たる時、或
つとめさけ ハ勤酒にて二席三席と重 せつ用ゆべし、酒何程過すとも悪酔せず、尤 二日ゑひなし、第
ちむねはら 一胸腹をすかし諸毒をけし心よく両便をつうじるゆへ、たとへたん・りういん・しやくき
びやうせう の病症たりとも其患なく無病壮健なり、則 功能のあらまし左ニしるす（以下略）

ホルトスは大橋喜兵衛の店を本店とし、各地の特約店において委託販売されました。多くの先行売薬が世にある中、後発のホルトスをして、いかに人々に気に入ってもらい、消費の増加（＝商売繁盛）に結びつけるのか。喜兵衛は緻密な販売戦略を練り、委託先には手製の販売マニュアル『ホルトス 弘方之秘書』（以下、弘方と略す）を配布し、ホルトスの販売促進に努めました。

販売促進の鍵は、継続的かつきめ細やかな宣伝にありました。まずは人目を引くことが肝要。看板・引札で効果的な宣伝を図ります。

【看板】「ホルトス看板の儀ハ格別ニ念入置 候 間、何卒最初より軒外へ手軽にも鳥渡小屋根を被成、両面に格好能御掛可被下候」（弘方）とあるように、カッコよく、目立つよう、入念に製作されました。看板に惹かれ暖簾をくぐればしめたもの。効能の速やかなることを中心に丁寧な説明し、試供品を持ち帰らせます。客に効能を実感させ、よき評判を広げるためです。

【引札】これまた看板が目立つ色刷りの引札が、大橋家から委託先に送付され、現地で配布されました。宣伝効果は配り方次第。ただバラまくのではなく、家の門口に置いたり家人に手渡すなど、確実に相手の手に渡るようにします。配り手には信用できる人物を雇い、一度に配布する分量は300枚程度に抑え、サボらないように配慮します。配り手の手間賃は大橋家が負担しました。

【効能】薬効も戦略的に選択されました。喜兵衛が着目したのは消化器系の症状です。「小児之薬・目の薬、或ハ補ひの煉薬、其外の売薬も用 病ひハ百人の内十人ハ無之、たん・しやくき・留飲の病凡 百人の内九十人ハ有之」（弘方）と見ています。ホルトスは「むねのいたミ、むなさきのつかえに即功ある事神のごとし」（引札中の看板左側の記載）。消化器系の不調に効果があり、飲食の前後に服せば二日酔いも防げ、不快な気分はすぐにスッキリするそうです。

「諸人吞覚へ候迄ハ弘方御取 斗 第一ニ御坐候」（弘方）。持薬として普及するまでは、宣伝に手を抜いてはならないのです。なお喜兵衛は、ホルトスが広まれば病者の救い、弘所（販売店）の陰徳（人に知られない善行）になる、とも言っています。商売人の矜持でしょう。

（中村直人）

【最新刊】『新修大阪市史 史料編』第21巻「近代Ⅷ 戦時編」を刊行しました。

（本体価格 5,500円 送料 520円 2024年3月刊）

『新修大阪市史』をはじめ大阪市史編纂所の刊行物は、大阪市史料調査会で窓口・通信販売を行っています。詳しくは大阪市史料調査会（大阪市立中央図書館3階・大阪市史編纂所内 TEL06-6539-3333）までお問い合わせください。

取り扱い書店 —— ジュンク堂書店（大阪本店・難波店）

■「編纂所だより」は、年2回発行しています。

さまざまな歴史の話題や日々の活動などを、みなさんにわかりやすくお届けするニュースレターです。

大阪市立各図書館のほか、各区役所、各区民センター、市役所市民情報プラザ、総合生涯学習センター及び各市民学習センター、大阪歴史博物館、大阪城天守閣、住まいのミュージアムなどに置いています。大阪市立中央図書館（3階大阪コーナー）及び各区の図書館では最新号を常備していますので、カウンターでおたずねください。

（令和6年3月発行）